

第26回 遠賀町農業委員会総会議事録

1.日 時 令和7年8月8日(金)

午前9時00分～午前10時28分

2.場 所 遠賀町中央公民館 2階 工作室

③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(有限会社●●●●● 代表取締役 ●●●●●)

④ 農地利用集積計画の承認について
(中間管理事業)

(2) 報告案件

① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

① 赤い羽根共同募金について

② 農地パトロール(利用状況調査)について

③ 第1回(4月～7月)の報酬について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	瓜生 哲朗
事務局職員	藤本 慎央

開 会 9 時 0 0 分

議長 それでは時間になりました。皆さんお揃いなので始めたいと思います。ずっと暑い日が続き、雨も10日ほど降らないという状況です。
本日の出席委員は農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席となっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第26回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番安藤敏生委員、3番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

となっております。

6 ページが現況平面図です。北側は公衆用道路、東側が一部宅地と用悪水路、西側と南側は宅地に面しています。また、公衆用道路と申請地の間に側溝が設置されています。

7 ページが土地利用計画図です。申請地内を8区画に分けて真ん中に道路を新設します。

8 ページが造成計画図です。南西側、南側、北東側に隣接する宅地及び車両出入口を除く北側の道路との境界に空洞ブロック土留壁またはCP型枠擁壁を設置する計画です。

9～13 ページが排水計画図及び縦横断図です。まずは9ページの雨水排水計画図から説明いたします。雨水は申請地内に新たに側溝を設置し、東側の水路に向け放流します。

10 ページが汚水排水計画図です。汚水・生活雑排水は北側に接している道路に埋設されている既存の公共下水道へ接続できるよう、申請地内に排水管を新設します。

11～13 ページが縦横断図です。11ページの縦断図をご覧ください。全体的に切土を行い東側に向かって緩やかな勾配をつける計画です。

14 ページが関係者説明に関する調査票です。隣接する農地はありません。

続きまして議案書の15ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が尾崎にお住まいの●●●●さん、譲渡人が北九州市にお住まいの●●●●さんです。

申請地が17ページの字図にありますように大字尾崎字舟川96番で、地目は田、面積は386㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第1種農地となっております。

申請理由は資材置場となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

18 ページが事業計画書です。事業の種類は造園業で、申請者の事業目的は資材置場、道路水路貯水池及びその他です。

申請理由は現在利用している敷地が手狭となったため、施工

計画は許可後から着工し、令和7年11月に供用開始となる見込みです。資材置場では、重機等の置場として2台分、残土・砕石・ブロック等の置場として145m³分利用する予定です。

19ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は該当なしとなっております。

用地造成に伴う被害防除としては「高さ2mの松杭にトラロープの設置で防護柵を設ける」となっております。

20ページが現況平面図です。北側は公衆用道路及び用悪水路、東側は用悪水路、西側は公衆用道路、南側は公衆用道路及び用悪水路と隣接しております。

21ページが土地利用計画図及び排水計画図、断面図です。申請地内は砕石敷き均しを行い、申請地北側は北東に向かって勾配を、申請地南側は南西に向かって勾配をつけます。雨水排水は、北東側、南西側に向かって道路へ放流する計画となっております。なお、切土、盛土は行いません。

22ページが関係者説明に関する調査票です。隣接する農地はありません。

続きまして議案書の23ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が鬼津に事業所を置く有限会社●●●●● 代表取締役●●●●●さん、譲渡人が福岡市にお住まいの●●●●●さん外2名です。

申請地が25ページの字図にありますように大字鬼津字大城道2673番1 外4筆の計5筆で、地目は畑、面積は合計2,368.75m²です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第1種農地となっております。

申請理由は資材置場となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

26ページが事業計画書です。事業の種類は土木工事業で、申請者の事業目的は資材置場です。申請理由は現在利用している敷地が手狭となったためで、施工計画は許可後から着工し、令和7年12月に供用開始となる見込みです。資材置場では、普

通車及びダンプの置場として7台分、砕石・ブロック・型枠・残土等の置場として970 m³分利用する予定です。

27ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は該当なしとなっております。

用地造成に伴う被害防除としては「150 mm厚のコンクリートブロックを2段～3段積み、または4段～5段積みで土留を行い、高さ2メートルの松杭にトラロープの設置で防護柵を設ける」となっております。

28ページが現況平面図です。北側は原野及び公衆用道路、東側及び西側は公衆用道路、南側は畑及び公衆用道路と隣接しております。

29～30ページが土地利用計画図及び断面図です。申請地内は砕石敷き均しを行い、申請地北側は北東に向かって勾配を、申請地南側は南西に向かって勾配をつけます。雨水排水は、北東側、南西側に向かって、隣接する水路へ放流する計画となっております。なお、切土・盛土は行いません。

31ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、無条件で了承を得ています。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 5 分

— 現地調査後 —

再 開 1 0 時 1 4 分

議長

それでは再開します。

まず付議案件①を議題に供します。

地区担当の原田利春委員及び矢野英昭委員から報告をお願いします。

農業委員
(5番) 先ほど見ていただいたとおり周囲に農地はありません。特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員
(5番) 同じく問題ないと思われまますので、皆様ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。
続きまして付議案件②を議題に供します。
地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願ひします。

農業委員
(4番) 現地をご覧になった通りです。問題無いと思ひますので審議の方よろしくお願ひいたします。

推進委員
(4番) 特に問題はないと思われまます。よろしくお願ひいたします。

議長 本件について意見や発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案

のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして付議案件③を議題に供します。地区担当の私三原および秦公美委員から報告します。

農業委員
(1 番) 本件については以前から色々と転用の関係で噂がたっていた物件です。地元に近い島津の方が資材置き場という形にされるということで、一旦安心ということで、今のところ問題はないようです。ただ今後についても管理をしていかないとならないなと思っております。

推進委員
(1 番) 問題無いと思いますので審議の方よろしくお願いいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして付議案件④について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の 32 ページをご覧ください。付議案件④農用地利用集積計画の承認についてでございます。全 3 筆、11,284 m²です。

賃貸借から使用貸借への変更による中間管理への利用集積計画となっております。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件④は承認されました。

議長 それでは報告案件について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の 33 ページをお開きください。報告案件、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが、使用貸借に変更するための解約 3 筆、11,284㎡となっております。

議長 報告案件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 ①赤い羽根共同募金について説明。
②農地パトロール（利用状況調査）について説明。
③第 1 回（4 月～7 月）の報酬について説明。
その他の案件については以上です。

議長 はい、それではその他の案件について何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 皆さんの方から他に何か意見などありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、以上をもって、第26回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 28分